

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

令和2年12月24日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、尼崎市 A外2名から提出された。

2 請求の概要

請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

岡山市議会議員に係る広島高裁岡山支部令和2年9月10日判決（以下「令和2年広島高裁岡山支部判決」という。）では、自動車リース料72,000円（月額）のうち、半額36,000円分（月額）を政務活動費で支払ったことにつき、違法とされた。令和元年度の兵庫県議会議員の自動車リース料について、令和2年広島高裁岡山支部判決で違法とされた36,000円以上（月額）を政務活動費より充当している6議員について、政務活動にふさわしい車種と言えない。

イ 求める措置の内容

6議員が当該リース料に充当した政務活動費（総額3,044,679円）につき、違法・不当な支出として、議員から県に返還させるよう請求する。

（議員別返還請求額）

議員名	返還請求額
石川 憲 幸	654,480円
増山 誠	215,600円
藤原 昭一	594,822円
原 テツアキ	603,642円
春名 哲夫	579,420円
藤本 百男	396,715円
合計	3,044,679円

（注）各返還請求額は請求人の計算による。

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記の文書が提出された。

3 監査執行上の辞退

議会選出のしの木和良監査委員と北野実監査委員から、本件措置請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため、本件措置請求の監査の執行を辞退する旨の申出があり、両監査委員は、監査を執行していない。

4 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、令和2年12月24日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述の要旨

令和3年1月22日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第7項）、請求人のうち1名からおおむね次のとおり陳述があった。

(1) 兵庫県議会の自動車リース料の政務活動費充当方法として、上限が年間80万円となっている点について、とても市民的な認識では容認できるものではない。

(2)ア 石川議員はオーディに乗っておられるが、これは普通に購入すれば700万円くらいの車であり、そういう車に乗る必要がそもそもないと思う。

イ 増山議員は、マツダCX-8を契約しているが、ネットで検索してみると、月額5万円を切る金額でリースできる。増山議員はそれを月額10万7800円で借りており、なぜそうなるのか、色々検索してみたが分からない。もちろん、装備をゴテゴテ付け、高級なものに乗るとなれば、その程度の金額になるのかも分からない。そもそも、いろんな装備を付け、ゴテゴテとする必然性が全くない。

ウ 原議員は、月額10万円をギリギリ切るくらいの金額の契約のレクサスである。

議長として公用車に乗って、政務活動費ではレクサスに乗っている。また、自動車リース契約書の職業欄に会社役員と記載されており、このような契約でなぜ政務活動費の支出が認められるのか理解しがたい。

(3) 県議会の政務活動上のカーリースについて、市民から見ると政務活動にふさわしい車に乗っておられるのか、誤解を受けないような乗り方をされているのかという点から言えば、全然問題外で何も留意していない。

(4) 本来的に言えば、カーリースでなくて、その時々にはレンタカーを借りればそれで済むことであり、実際にどういう活動をどの時間帯にどれだけしたかということを含め、その枠の中での支出だと言うことだから、まあ問題ないと言えば問題ないということになるであろう。

2 執行機関の陳述の要旨

令和3年1月22日に執行機関の陳述（自治法第242条第8項）を実施したところ、議会事務局からおおむね次のとおり陳述があった。

(1) 政務活動費制度について

ア 条例及び手引の定め

政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付され、その交付の対象、額及び交付の方法並びに充当できる経費の範囲については、条例により定めることとされている。

兵庫県政務活動費の交付に関する条例（平成13年兵庫県条例第30号。以下「交付条例」という。）では、政務活動費の交付に関して必要な事項が定められている。兵庫県議会では、一連の手続を具体的に進めるマニュアルとして、政務活動費の手引を定め、交付に係る詳細な手続のほか、経費の計上に当たっての留意事項、運用指針を規定し、各会派及び議員に示している。

イ 政務活動費の支出についての考え方

議会の役割は多岐にわたり政務活動も必然的に広範な事項にわたる。このため、議員がいかなる方法によっていかなる政務活動を行うかは、県政に関する諸事情等を熟知した議員の裁量に委ねられていると解され、政務活動に係る個々の支出が違法とされるのは、自治法や交付条例の規定で定める事項とその具体的なマニュアルである政務活動費の手引に照らし、支出の必要性又は合理性を欠くなど、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限られると考える。

政務活動費の手引では、共通の留意事項として、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動等に要した経費を充実に適しない経費として具体的に示すとともに、これらの活動が混在する場合には、会派又は議員の責任により具体的に判断した上で、所要額のみを計上するよう規定している。

(2) 請求人の請求内容について

ア 自動車リース料に係る支出の考え方について

(7) 政務活動費の手引では、「調査研究費」の項において、「自動車リース料」を具体的な経費として例示し、政務活動費の支出を認めている。そして、充実に当たっては、議員活動の多面性や自動車が他の活動にも使用可能な実態を踏まえ、次のとおり取り扱うこととしている。

a 充当方法

リース車を私的活動と併用して使用する場合は共通案分率4分の1を、議員活動専用で使用する場合は共通案分率2分の1を適用することを原則とする。

b 充当上限額 年間80万円

c 主な留意事項

(a) リース車の選定に際しては、政務活動にふさわしい車種とし、誤解を受けるとのないように留意すること

(b) リース終了後に所有権移転を前提としている契約の場合は、ローンによる資産形成と同種のもものとみられることから、政務活動費の充当は不可とする。

(c) 所有権移転が可能な契約条項がある場合は、所有権移転に係る条項の削除を行うこと。契約上、条項の削除ができない場合は、所有権移転を行わない旨の申出書を議長あてに提出し、所有権移転を行わないことを明確化しなければならない。

(4) 全国都道府県議会議長会事務局が作成した「政務活動費の運用に係る考え方」には、自動車リース料を政務活動費の対象とする場合として、次のような指針が示されている。

- a 資産形成につながらないよう当該車両の所有権を取得しない契約であること。
 - b 車種が社会通念上妥当なものであること。
 - c 当該車両の使用目的、実態に応じて按分して対象とすることが必要であること。なお、按分に当たっては按分比率の上限や限度額の基準を設定することも考えられること。
- (7) 他の都道府県が作成している政務活動費の手引等により確認したところ、本県を含む32都道府県において、政務活動費の自動車リース料への支出を認めている。このうち充当上限額を規定していない団体が17団体、年間80万円としている団体が本県を含む4団体、年間60万円とする団体が6団体、年間48万円とする団体が2団体、年間40万円以下の団体が3団体となっている。
- イ 広島高裁岡山支部判決について
- 請求人が引用する令和2年広島高裁岡山支部判決では、「リース期間満了時において、借主である議員には、当該自動車を買取するという選択肢もあることに鑑みると、個人資産形成につながる当該リース契約のリース料の一部を政務活動費から支出することは違法である」と判示されている。
- 一方、同じ広島高裁岡山支部が平成29年3月30日に出した判決では「当該議員が締結した自動車リース契約は、…リース期間が満了したときには直ちに目的物たる自動車を返還すべき義務を負う旨が定められていた…当該リース契約に基づき当該議員が支払うリース料は、リース期間満了時までの間、目的物たる自動車を利用することの対価と評価するほかなく、これを自動車のローンの支払と同視することはできない」として、充当は「適法」と判示されている。
- したがって、令和2年広島高裁岡山支部判決では、「リース期間満了時において、借主である議員に、自動車を買取するという選択肢があったこと」が個人資産形成につながると評価された結果、「違法」判断がなされたと考えられる。
- なお、被告である岡山市は、判決内容を不服として最高裁判所へ上告しており、現時点で、本判決はまだ確定していない。
- ウ 請求人からの請求内容に対する意見について
- (7) 令和2年広島高裁岡山支部判決は、リース期間満了時にリース車を買取ることが可能な契約となっていたことから、政務活動費による資産形成につながるとして支出が違法と判断したものであり、充当金額の多寡によって違法性を判断したものではない。
- 兵庫県議会では、リース期間満了後にリース車の所有権を取得することは政務活動費の手引により明確に禁止している。監査請求の対象となった6議員の自動車リース契約については、リース期間満了後はリース会社にリース車を返還しなければならず、その所有権を取得することは不可能である。
- したがって、令和2年広島高裁岡山支部判決は、監査請求の対象となった6議員の支出には当てはまらない。
- (8) 政務活動にふさわしい車種について
- 議員が政務活動に使用する車に求める機能や性能は、活動地域の状況や主な

使用場面などで異なってくる。本県は、広い県土に多様な地域特性を有しており、議員が政務活動を行う地域の状況も、交通至便な大都市もあれば、移動に車が不可欠な地域もあるなど様々である。そして、車の使用場面や頻度についても、長距離の移動が多い議員もいれば、近隣の移動にとどまる議員もいる。公共交通機関が充実し、車を利用する機会が比較的少ない地域の視点のみで車種の妥当性を判断することが適切とは言えない。

また、請求人は、リース料が比較的高い車種は、政務活動にふさわしくないと考えているようだが、県民の代表であり公的な行事に出席する機会も多い議員が政務活動に使用する車としてふさわしくないとまではいえない。しかも、リース料の額は、車のグレードのみならず、走行性能、安全性能、環境性能、リース期間の長短などによっても影響を受ける。

請求人が主張するように、リース料の多寡のみをもって、政務活動にふさわしいか、ふさわしくないかを判断することは一面的な考え方ではないかと思われる。

- (f) 請求人は、政務活動費にふさわしい車種を具現化するため、自動車リース料の支出上限額年80万円を半減させるよう求めている。

しかし、先にも述べたとおり、自動車リース料への政務活動費の充当を可能としている都道府県は本県以外に31団体あるが、そのうち、20団体が本県と同額以上の充当を可能としており、本県の充当上限額が必要以上に高額な設定とはいえないと考える。なお、請求人が妥当とする「年額40万円以下」を充当上限額としている都道府県は3団体にとどまっている。

第3 監査の対象

次の事項を対象とした。

第4の1(3)ア記載の各議員の自動車リース料への充当額に相当する政務活動費の支出（公金の支出）

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 政務活動費に係る制度

ア 法律及び条例の定め

- (ア) 自治法第100条第14項は、政務活動費を「議員の調査研究その他の活動に資す

るため必要な経費」の一部として交付することができることを規定し、交付の要件としては「議員の調査研究その他の活動に資する」ための必要性を挙げるにとどめ、その交付の対象、額及び交付の方法並びに充てることができる経費の範囲は条例で定めることとし、具体的な運用については各地方公共団体の実情に応じた判断に委ねている。

- (イ) 交付条例は、次の a～c のとおり規定している。
- a 政務活動費を会派に対し交付すること（第3条）。
 - b 交付の対象は、会派及び議員が実施する調査研究、政策提言、研修、各種会議への参加、広報広聴、要請陳情、住民相談等地域の課題のみならず広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の向上及び県勢の発展に必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費であること（第2条第1項）。
 - c 充てることができる経費及び内容は、調査研究費等（本件措置請求の対象である自動車リース料は、場所的移動が想定される次表の各経費に該当する。）である（別表（第2条関係））。

経費	内容
調査研究費	会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び会派又は議員が雇用する職員の参加に要する経費
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費
広報広聴費	会派又は議員が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の政務活動に要する経費

イ 政務活動費の手引の定め

県議会では、政務活動費の請求、執行、収支報告書の提出等の手続を行う際のマニュアルとして、また、政務活動費の使途基準として、政務活動費の手引を定めて、会派及び議員に示している。同手引においては、政務活動費の内容趣旨、具体的な経費及び支出に適しない経費の例示並びに解説を記載し、交付に係る詳細な手続と、経費の計上に当たっての留意事項を定めている。

(イ) 充当の基本原則（政務活動費の手引Ⅱ 2 (1)）

会派及び議員は専ら政務活動費に係る所要額のみを計上（それ以外の活動に要した経費は除外）しなければならないが、会派や議員の活動は多面的であり、政務活動とそれ以外の活動（議会公務・政党・選挙・後援会・私事）とが混在しているケースがほとんどである。

このため、全体の額を案分して政務活動費の額を算出せざるを得ないことから、原則として、全ての政務活動費に共通案分率を適用する。

共通案分率は、政務活動及びそれ以外の議員活動（政党活動、後援会活動及び選挙活動をいう。）が混在する場合は2分の1、政務活動、それ以外の議員

活動及び私的活動が混在する場合は4分の1である。

(イ) (7)の例外（政務活動費の手引Ⅱ 2 (2)）

共通案分率ではなく、個別の案分率を採用する場合には、会派又は議員の責任において、個別の案分率の正当性を客観的に説明できるようにしなければならず、具体的には、明確な根拠を文書で示す場合のみ、共通案分率を超える充当を可とする旨定めている。

(ロ) 自動車リース料の取扱い（政務活動費の手引Ⅱ 4 (1)～(5)、6）

自動車リース料を充当可能経費として例示するのは、「調査研究費（同手引Ⅱ 4 (1)）」であるが、調査研究費、研修費、会議費、広報広聴費、要請陳情等活動費いずれも「交通費」が対象とされる（同手引きⅡ 4 (1)～(5)）。

同手引Ⅱ 6には、交通費等はこれら各費用に区分して計上するのが原則であるが、「自動車リース料…については、調査研究費に一括して計上して差し支えない。」とされている。

(ハ) 自動車リース料に関する充当基準（政務活動費の手引Ⅱ 4 (1)）

<p>1 自動車リース料</p> <p>自動車リース料を政務活動費から支出する場合は、議員活動の多面性や自動車が他の活動にも使用可能な実態を踏まえ、以下のとおり取り扱う。</p> <p>[充当方法]</p> <p>自動車リース料に適用する案分率は、①及び②の場合ごとに、a、bいずれかの方法によること。</p> <p>① リース車を私的活動と併用して使用する場合（例：車がリース車1台のみの場合）</p> <p>a 共通案分率（1/4）を適用</p> <p>b 活動実態による充当</p> <p>② リース車を議員活動専用で使用する場合（例：自家用車と別にリースする場合）</p> <p>a 共通案分率（1/2）を適用</p> <p>b 活動実態による充当</p> <p>※①、②ともに、b（活動実態による充当）による場合は、運転記録簿等の文書により明確な使用実態を説明できることが必要</p> <p>[充当上限額]</p> <p>年間80万円（充当額）</p> <p>[留意事項]</p> <p>① 案分率を適用する場合は次の計算式で計上すること。 計上額＝リース契約に基づく年間支払実績×案分率</p> <p>② 自動車リースを業とする会社との契約であり、任意保険料や違約金等は対象外とする。</p> <p>③ 活動実態に応じて充当する場合は、運転記録簿等の走行距離から算定することとなる。</p> <p>④ リース車の選定に際しては、政務活動にふさわしい車種とし、誤解を受けることのないように留意すること。</p> <p>⑤ リース終了後に所有権移転を前提としている契約の場合は、ローンによる資産形成と同趣のもののみとみられることから、政務活動費の充当は不可とする。</p> <p>⑥ 所有権移転が可能な契約条項がある場合は、所有権移転に係る条項の削除を行うこと。契約上、条項の削除が出来ない場合は、所有権移転を行わない旨の申出書を議長あてに提出し、所有権移転を行わないことを明確化しなければならない。</p>
--

(2) 政務活動費（政務調査費）に係る主な裁判例（自動車リース料関係）

ア 奈良県議会に係る奈良地裁平成23年5月26日判決及びその控訴審大阪高裁平成

24年1月31日判決

調査研究活動の割合に応じてリース料が案分され、これに政務調査費が充てられるべきものである。調査研究費として自動車のリース料に月額6万円、合計72万円を支出したことについて、違法な支出があったとは認められない。

イ 金沢市議会に係る金沢地裁平成24年10月16日判決及びその控訴審名古屋高裁平成25年7月3日判決

議員が調査研究活動を行うために自動車を利用する必要性は高く、また、自動車のリースは、当該議員がその任期の間、自動車を確保する手段として相当なものと言える。

自動車リース料につき、2分の1又は2分の1を下回る金額での各議員による政務調査費充当を適法とした〔各議員（12名）に係る適法とされた充当額は、年額108,360円～360,000円。当該金額等については、判決文を参照し適法と判断されたと合理的に考えられるところを抽出したものである。以下同じ。〕。

ウ 金沢市議会に係る金沢地裁平成26年11月11日判決

上記イと同旨。

自動車リース料につき、2分の1又は2分の1を下回る金額での各議員による政務調査費充当を適法とした〔各議員（8名）に係る適法とされた充当額は、年額204,000円～360,000円〕。

エ 北海道議会に係る札幌地裁平成27年5月26日判決及びその控訴審札幌高裁平成28年3月22日判決（平成28年12月21日最高裁決定により確定。）

車両リース代についても、車両の購入は議員の資産形成につながるものであり、その経費に政務調査費を充てることは相当でないことからすると、むしろ、車両の使用はリース車両による方が相当であると解されるのであり、車両の使用のため支出する必要があるものであるということが出来る。

リース期間の終了後、政務調査費以外の経費により当該車両の買取代金を支出する場合、それがリース期間中の使用によって低減した当該車両の客観的価値に見合う金額での買取りであるならば、政務調査費の支出により私的な資産を形成しているものではなく、違法の問題は生じない。

自動車リース料につき、2分の1又は2分の1を下回る金額での各議員による政務調査費充当を適法とした〔各議員（42名）に係る適法とされた充当額は、年額64,470円～960,750円〕。

オ 岡山市議会に係る岡山地裁平成28年4月27日判決及びその控訴審広島高裁岡山支部平成29年3月30日判決（以下、両判決を併せて「平成29年広島高裁岡山支部判決等」という。）

(7) 平成29年広島高裁岡山支部判決等（平成23年度分政務調査費関連）で取り上げられた自動車リース契約は、請求人が引用する令和2年広島高裁岡山支部判決（平成27年度分政務活動費関連）で取り上げられた自動車リース契約と同一と見られるが〔双方の事案の判決文で引用されたリース開始及び終了日（平成24年1月18日～平成29年1月17日）並びに金額（月額72,000円×60月）が一致し、前置された各岡山市監査委員監査結果からも明らかである。〕、平成29年広

島高裁岡山支部判決等は、政務調査費充当を適法と判断した。

(イ) 岡山地裁平成28年4月27日判決

自動車リース料は、先進調査の移動に利用する自動車の利用料と同視することができるから、自動車燃料代と同様、50%で案分した額まで政務調査費を充当した支出は違法とはいえない。

市議会議員Aが行った自動車リース料総額216,000円 (@72,000円×3月)の半額108,000円 (@36,000円×3月)への充当を適法と判断した。

(ロ) 広島高裁岡山支部平成29年3月30日判決

当該議員が締結した自動車リース契約は、リース期間が満了したときには当該議員は直ちに目的物たる自動車を返還すべき義務を負う旨が定められていたと認められる。そして、上記のリース契約には、リース期間満了時における残価及びその清算方法についての定めがなく、当該議員が当該残価を支払った時には当該自動車の所有権を取得することができる旨の定めもないと認められることを併せ踏まえると、上記のリース契約に基づき当該議員が支払うリース料は、リース期間満了時までの間目的物たる自動車を利用することの対価と評価するほかなく、これを自動車のローンの支払と同視することはできない〔市議会議員Aによる自動車リース料総額216,000円 (@72,000円×3)の半額108,000円 (@36,000円×3)への充当を是認した岡山地裁判決を維持〕。

カ 埼玉県議会に係るさいたま地裁平成29年8月30日判決及びその控訴審東京高裁平成30年4月18日判決（平成30年10月24日最高裁決定により確定。）

(ア) さいたま地裁平成29年8月30日判決

議員が自動車販売会社から購入する自動車代金をクレジット会社が立替払することなどを内容とするクレジット契約への支払に政務活動費を充当することは、使途基準に該当せず違法である。

(イ) 東京高裁平成30年4月18日判決

第1審の当該クレジット契約に係る判断を破棄した。

本件契約は残価設定型クレジットと称されるものであり、議員は、最終支払月である平成27年6月の1か月前までに本件車両の返却を申し出、所定の条件を満たしていれば、据置額で本件車両を引き取ってもらえ、満たしていなければ、所定の額を一括払して本件車両を引き取ってもらう旨が約定されており、議員は、同年1月18日、本件車両の返却を申し出て、同年6月27日、本件車両を引き取ってもらったのであるから、その実質はリース契約に準じたものといえることができ、本件車両の所有権は議員に移転していないから、(政務活動費に関する)各指針に反するものといえることはできない。

そして、議員が本件車両を政務活動以外に利用していた事実があるとしても、そのことを考慮して分割支払額の85%に当たる額に政務活動費等を充当するにとどめていることは、使途基準に合致しない違法な支出であるといえることはできない〔支払額の85%に当たる年間736,440円 (@61,370×12)の充当を是認した。〕。

キ 岡山市議会に係る広島高裁岡山支部令和2年9月10日判決（上訴中未確定）

同一リース契約に係る上記②オでの判断(平成23年度政務調査費の充当は適法)と整合しないとも思われる判断がなされている。

①市議会議員A議員は、自動車のファイナンス・リース契約に係る、平成27年6月分ないし10月分のリース料の2分の1を政務活動費から支出したこと、②当該リース期間満了時において、借主であるA議員は、i)上記自動車を返却する、ii)上記自動車のリース期間を延長する、iii)上記自動車を買取するという選択肢があることが認められる。

そして、上記のとおり、当該リース契約は、期間が5年という長期間に及び、借主であるA議員の側から途中解約することができず、総リース料支払額が432万円という高額なものである上、リース期間満了時において、借主であるA議員には、上記自動車を買取するという選択肢もあることに鑑みると、その実質は、自動車の購入ローン契約に近いものであるといわざるを得ない。そうすると、当該自動車が政務活動のために使用されることも考えられるとはいえ、個人資産形成に繋がる当該リース契約のリース料の一部を政務活動費から支出することは違法であるというべきである。

(3) 各議員の充当状況及び県の支出等

ア 各議員の充当状況(本件措置請求の対象分)

(ア) 石川憲幸議員

自動車リース料として計1,308,960円(@109,080×12月)を支出し、案分率50%を適用し、政務活動費(調査研究費)を計654,480円充当した。平成30年1月29日付けリース契約書23条において、リース契約満了時に直ちに自動車をリース会社に返還することとされている。

(イ) 増山誠議員

自動車リース料として計431,200円(@107,800×4月)を支出し、案分率50%を適用し、政務活動費(調査研究費)を計215,600円充当した。令和元年12月11日付けリース契約書では「クローズドエンド方式(精算なし)」と表示され、終了時の所有権移転は不可能である(約款18条)。

クローズドエンド方式とは、顧客に対して残存価額を明示せず、残存価額の変動に伴うリスクはリース会社が負う形態であって、契約満了に伴いリース会社が車両を引揚げることにより契約が終了するものとされる(一般社団法人日本自動車リース協会連合会HPの説明による。)

(ウ) 藤原昭一議員

自動車リース料として計1,286,700円(@103,356×2月、@106,812×4月、@108,790×6月)を支出し、案分率50%を下回る、政務活動費(調査研究費)を計591,366円充当した。平成31年1月31日付けリース契約書では、「残価精算しない」「所有権移転外リース取引/リース車両の買取は出来ません。」と記載されている。

(エ) 原テツアキ議員

自動車リース料として計1,207,284円(@99,684×6月、@101,530×6月)を支出し、案分率50%を適用して、政務活動費(調査研究費)を計603,642円充

当した。平成30年7月23日付けリース契約書では、「残価精算 しない」「残価精算をしない契約では、リース車両の買取は出来ません。」と記載されている。

(f) 春名哲夫議員

自動車リース料として計1,097,712円 (@99,792×11月) を支出し、案分率50%を適用して、政務活動費（調査研究費）を計548,856円充当した。平成31年3月20日付けリース契約書では、「リース満了後、車両は当社（引用注：リース会社）引揚となります。」と記載されている。

(g) 藤本百男議員

自動車リース料として計721,300円 (@72,130×10月) を支出し、案分率50%を適用して、政務活動費（調査研究費）を計360,650円充当した。平成29年1月5日付けリース契約書では、「クローズドエンド方式 契約残価欄（空白）」と表示され、終了時の所有権移転は不可能である。

イ 県の支出等

(7) 県は、各会派に政務活動費を支出し、議員には、会派から精算払で交付される。

(i) 増山誠議員以外の各議員の充当額（ア(7)、(g)～(h)）は兵庫県議会自由民主党議員団に対し県が支出した160,039,668円の一部であり、増山誠議員の充当額（ア(i)）は兵庫県議会維新の会議員団に対し県が支出した14,283,639円の一部である（以下、第4の1(3)ア(7)～(h)の各議員の政務活動費（合計2,974,594円）にかかる県支出について「本件各支出」という。）。

(4) 他の都道府県等の取扱いの状況

各都道府県議会の政務活動費に係る手引、マニュアル等（令和2年3月時点のもの）において、自動車リース料の充当を認めているのは32都道府県あるが、いずれも、リース終了後の所有権移転を禁止又は自動車購入費への充当を禁止している。

充当限度額については、①明示の充当上限を定めていないものは17団体、②年間80万円上限とするものは4団体（兵庫県議会含む。）、③年間60万円上限とするものは6団体、④年間60万円未満を上限とするものは、5団体（年間上限48万円～24万円）であった（当該マニュアル等の記載に基づくもので、各都道府県議会の公式見解ではない。）。

2 判断

(1) 裁判例や他の都道府県等の取扱いの状況

ア 自動車リース料への政務活動費充当について

自動車リース料への政務活動費（政務調査費）充当にかかる裁判例の状況は概ね第4の1(2)のとおりであるが、自動車リース料について充当基準に沿って案分の上、政務活動費（政務調査費）の充当を認めることで一致している（第4の1(2)アないしカ）。

リース期間終了時において、議員が自動車の所有権を取得する条項が存するタイプの契約（当該条項付きリース契約、クレジット契約等）について、議員の資産形成禁止等の観点から争われた事例があるが、「リース期間の終了後、政務調査

費以外の経費により当該車両の買取代金を支出する場合、…政務調査費の支出により私的な資産を形成しているものではなく、違法の問題は生じない（第4の1(2)エ)」、「残価設定型クレジット（の事案において）…議員は、…本件車両の返却を申し出て、…本件車両を引き取ってもらったのであるから、その実質はリース契約に準じたものということができ、本件車両の所有権は議員に移転していないから、（政務活動費に関する）各指針に反するものということとはできない（第4の1(2)カ）」と判断されており、契約の実質がリース契約（自動車使用の対価を支払うもの）であれば、政務活動費の充当を適法としている。

イ 他都道府県の取扱いの状況

上記第4の1(4)のとおり。

(2) 請求人が引用する令和2年広島高裁岡山支部判決について

請求人は、令和2年広島高裁岡山支部判決の事案におけるリース金額（月額36,000円）を根拠に、同額以上を自動車リース料として充当することにより本件各支出が違法となる等と主張するものと思われる。

しかし、この令和2年広島高裁岡山支部判決は、当該事案における契約条項に「リース期間満了時に議員が自動車を買取る契約条項」があること等から、自動車のローン購入契約（資産形成）に近いものと認定し、平成27年度政務活動費の充当を違法としたものであり、リース金額の多寡（ましてや車種選定）を直接の違法原因と判断したものではない。兵庫県においては、資産形成禁止の趣旨からリース終了後の所有権取得を禁止し、対象の6議員は当該ルールを遵守しており、令和2年広島高裁岡山支部判決は本事案に妥当しない。

また、同一と見られる自動車リース契約について、平成29年広島高裁岡山支部判決等は、契約の実質は「リース契約」と認定し平成23年度政務調査費の充当を適法としており、双方の事案における事実認定及び結論は整合しておらず、令和2年広島高裁岡山支部判決のみに依拠することはできないのは、上記第4の1(2)オ及びキのとおりである。

(3) 本件について

各裁判例によれば、契約の実質がリース契約（自動車使用の対価を支払うもの）であれば、政務活動費の充当を適法としており、政務活動費への自動車リース料充当を認める32都道府県議会においては、資産形成禁止の趣旨からリース終了時の所有権移転等を禁止している。

兵庫県議会「政務活動費の手引」では、資産形成を禁止する趣旨においてリース終了後の所有権移転が明示的に禁止され（同手引Ⅱ4(1)「自動車リース料」留意事項⑤⑥）、実際にも各議員の自動車リース契約は、リース期間終了後には各議員は自動車を返却することが義務づけられており（第4の1(3)ア(7)～(8)）、本件各支出を違法または不当とすることはできない。

(4) 政務活動費の充当金額について

請求人は、令和2年広島高裁岡山支部判決を引用して政務活動費の充当金額（月額36,000円×12＝年額432,000円に相当）について言及するが、当該判決がリース終了時に車両の所有権を取得できる選択肢があるためローン購入（資産形成）に近く

違法としたものであって、充当金額のみに着目したものでないことを措くとしても、各裁判例によれば、年額最小で6万円程度から最大96万円余りの充当を適法とした事例が存在しており（第4の1(2)アないしカでは、年額64,470円～960,750円）、各自動車リース料に係る6議員による充当金額（年額215,600円～654,480円。上記第4の1(3)ア(イ)～(ロ)）は各裁判例で適法とされた範囲に収まっている。

また、他の都道府県議会の取扱いの状況は、上記第4の1(4)のとおりであり、兵庫県議会の政務活動費の手引における充当上限額（年額80万円）が乖離しているということもできない。

なお、請求人は、政務活動費の充当金額が月額36,000円を超えると、「政務活動にふさわしくない車種」であるとも主張するようであるが、充当金額の多寡と、「政務活動にふさわしい車種」であるかについては、無関係とは言えないまでも、直接の論理関係に立たない別個の問題であると思われる。

(5) その余の請求人の主張について

請求人は、必要の都度自動車をレンタルすれば足りる、自動車リース料にかかる政務活動費の充当上限額を40万円程度とするよう制度改正を求める等とするが、上記第4の2(1)ないし(3)のとおり、裁判例及び各都道府県議会の取扱いの状況に照らし、兵庫県議会の政務活動費の手引における使途基準等は、現時点において、合理性を失するものではないと考えられる。

以上のとおり、本件各支出（第4の1(3)ア(イ)～(ロ)合計2,974,594円）につき、違法・不当な支出を行った議員から県に返還させるよう請求する、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

別記

- 1 「2019年度兵庫県議会政務活動費カーリース料一覧表」と題する資料
- 2 令和2年9月13日付け日本放送協会インターネットニュース記事
- 3 兵庫県議会政務活動費の手引（抜粋）
- 4 会計帳簿、領収書等添付様式（石川憲幸議員、増山誠議員、藤原昭一議員、原テツアキ議員、春名哲夫議員、藤本百男議員分）